

「芸能従事者の働き方と法3 公取委指針と改正安衛法でどう変わるか」

日時：2026年2月17日(火) 17時～19時 詳細：<https://44awj.peatix.com/>

主催：専修大学法学研究所、日本芸能従事者協会

【坪井ひろ子（UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパートファンリティ・メンバー）コメント】

シンポジウム「芸能従事者の働き方と法3 公取委指針と改正安衛法でどう変わるか」のご開催を心よりお慶び申し上げます。

本日は、公正取引委員会、厚生労働省、そして諸大学の先生方のご登壇のもと、最新の法整備について議論が行われるとのこと、誠に意義深い機会と存じます。

芸能従事者をはじめとする文化芸術分野の担い手は、長らく「労働者」と「個人事業主」の制度的区分の狭間に置かれ、契約の透明性、安全配慮、報酬の適正化など多くの課題に直面してきました。近年のフリーランス取引適正化法の施行や労働安全衛生法の適用拡充は、取引の公正性と安全確保の両面から、こうした構造的課題に応答する重要な前進であり、多くの皆様のご尽力の賜物であると理解しております。

国際的にも、文化経済と労働条件の改善は重要な政策課題です。昨年、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が開催した MONDIACULT（文化政策と持続可能な開発に関する世界会議）2025 の成果文書では、「Cultural Economy and Decent Work（文化経済とディーセント・ワーク）」が主要柱の一つとして掲げられ、芸術家や文化の担い手の公正な報酬と社会的保護の確保が明示されました。「ディーセント・ワーク」は国際労働機関（ILO）が提唱し、SDGs 目標 8 にも位置づけられている理念であり、1980 年の UNESCO「芸術家の地位に関する勧告」においても、雇用形態にかかわらず社会的保護の必要性が示されています。

今回の法整備の動きは、こうした国際的潮流とも響き合うものです。制度の意義は、条文の整備にとどまらず、現場でどのように実装されるかにかかっています。本日の議論が、実務と政策を結ぶ建設的な対話となり、より公正で安全な創作環境の実現へとつながることを心より期待申し上げます。

主催の専修大学法学研究所および日本芸能従事者協会の皆様のご尽力に敬意を表し、コメントとさせていただきます。